

農作業機械等修繕費支援事業

劣化または摩耗等により修理が必要な農作業機械等の修繕・点検整備費用を支援します！

補助対象者

農業所得が400万円未満の農業者で以下のいずれかに該当する方

- ①市内の農地で30a以上耕作している方
- ②直近の農産物販売額が50万円以上である方

補助対象経費

前年度の3月から補助金を受けようとする年度の2月末日(※令和8年度は4月～2月末)までに実施した農作業機械等の修繕、点検整備に要した費用の総額(農業共済等から共済金の支払いがある場合は、その額を差し引きます)

※当該費用の総額が5万円以上である場合に限る

対象となる農作業機械等

田植え機、コンバイン、トラクター(アタッチメント含む)、穀類乾燥機、農業用ドローン、スピードスプレーヤー(薬剤散布機)、管理機、野菜移植機、野菜収穫機など、主な使用用途が農作業である機械等を対象とします。【対象外の例:トラックの修繕など】

補助金額

補助対象経費の2分の1以内(1,000円未満切り捨て。補助上限額10万円)

【例1】 4月 田植え機修理代 3万5千円
8月 トラクター修理代 7万円(※共済金2万円あり) } 自己負担額 9万9千円
2月 田植え機点検代 1万4千円
99,000円×1/2=49,500円 → 補助金額 49,000円

【例2】 10月 コンバイン修理代 30万円
300,000円×1/2=150,000円 → 補助金額100,000円(※上限)

【例3】 5月 スライドモア修理代 2万5千円 } 合計4万5千円
2月 ロータリー修理代 2万円 } ※5万円未満のため対象外

◆交付申請方法

以下の書類を全てお揃いの上、令和9年3月1日(月)までに農林水産政策課または各総合支所地域振興課窓口までご申請ください。

【提出書類】

- ・交付申請書及び請求書
- ・農業所得が確認できる書類の写し
- ・補助対象者の要件(①または②)を満たすことが確認できる書類の写し
- ・修繕等の内訳が分かる見積書等の写し
- ・修繕等の費用を支払ったことが分かる領収書等の写し
- ・修繕等を行ったことが確認できる写真
- ・修繕等に係る金銭援助を受けた方については、その額が分かる書類



お問い合わせ先：農林水産政策課 (☎059-229-3172 ✉229-3171@city.tsu.lg.jp)
各総合支所地域振興課